

政策Ⅱ-2-(1)-③

1. 政策及び16年度重点施策等

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 政策 | 貸金業者に対する的確な監督 |
| 16年度重点施策 | ① 登録審査の的確な実施 ② 関係機関・団体との緊密な連携 |
| 参考指標 | ① 登録状況（新規登録件数） ② 苦情・相談受付状況（件数） |

2. 政策の目標等

| | |
|------|--------------------------|
| 法定任務 | 預金者、保険契約者、投資者等の保護 |
| 基本目標 | 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること |
| 重点目標 | 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること |

3. 政策の内容

貸金業者の登録審査を強化するとともに、相談・苦情の受付体制を充実・強化し、財務局、都道府県及び警察当局等の関係機関・団体との連携を強化すること等により、貸金業者に対する適切な指導・監督の実施を通じて、資金需要者を保護し悪質な金融業者を排除することを内容としています。

4. 現状分析及び外部要因

近年、無登録で貸金業を営む者や、登録業者でも違法な高金利による貸付けを行い、悪質な取立てを行う業者（いわゆるヤミ金融業者）による被害が深刻な社会問題となっています。

こうした事態を踏まえ、平成15年7月に「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の一部を改正する法律」（以下、「ヤミ金融対策法」という。）が成立し、16年1月より全面施行されました。これによりヤミ金融業者を厳しく取り締まるとともに、資金需要者を保護するために必要な措置が講じられました。ヤミ金融対策法の施行後、苦情相談・受付件数や登録業者数は減少していますが、金融庁としては、こうした措置を踏まえ、引き続き登録審査の的確な実施や関係当局等との連携強化などを図っていく必要があります。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 登録審査の適正な実施

登録審査等の一層の強化とヤミ金融対策法に基づく登録要件の厳格化により、他人名義等による不正な申請者や財産的基礎を有しない者の登録が困難となったことなどから、新規登録件数は減少し、16年度では前年度に比べ大幅な減少(▲52.2%)となりました。

【資料1 貸金業の新規登録件数の推移】

(単位：件)

| | 4～9月 | 10月～3月 | 計 |
|------|-------|--------|-------|
| 15年度 | 2,328 | 1,695 | 4,023 |
| 16年度 | 932 | 993 | 1,925 |

(注) 新規登録件数は、財務局及び都道府県の合計。

② 苦情・相談の受付について

16年度における貸金業に関する苦情・相談受付件数は、前年比で3割程度減少しています。

【資料2 苦情・相談受付件数の推移】

(単位：件)

| | | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 計 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 15年度 | 受付総数 | 20,082 | 19,905 | 17,820 | 19,626 | 77,433 |
| | うち無登録関係 | 7,476 | 7,765 | 6,552 | 4,442 | 26,235 |
| 16年度 | 受付総数 | 14,204 | 14,302 | 13,923 | 13,889 | 56,318 |
| | うち無登録関係 | 3,704 | 4,295 | 4,499 | 4,524 | 17,022 |

(注) 受付件数は、財務局及び都道府県の合計。

③ ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携

15年8月に金融庁が「ヤミ金融等被害防止対策会議」等の設置を要請して以降、全都道府県において、都道府県、財務局、警察当局及び弁護士会等の関係団体から構成される「ヤミ金融等被害対策会議」等が設置され、関係行政機関と民間団体等との間における連携の一層の強化が図られています。

【資料3 ヤミ金融等被害防止対策会議等の開催状況】

(単位：回)

| 15年度 | 16年度 |
|------|------|
| 154 | 128 |

(注) 都道府県等で開催されたヤミ金融等被害防止対策会議等及び貸金業関係連絡会の会議開催回数の合計。

④ 悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分

財務局登録の貸金業者については、債務者等との交渉経過記録の帳簿への不記載、法定利息を上回る利息の受領及び取立て行為等について法令違反が認められた4社に対して、業務停止を命ずる処分を実施したほか、登録換えを行わなかった1社に対し登録を取り消す処分を実施しました。

また、都道府県登録の貸金業者については、16年度において、登録を取り消す処分（所在不明者含む）が1,155件、業務停止を命ずる処分が449件実施されました。

行政処分を受けた貸金業者においては、内部体制の見直し、社員教育の実施といった法令遵守向上に向けた取組みが行われています。

⑤ 説明責任の強化にかかる事務ガイドラインを改正

利用者保護の徹底を図るため、貸金業者の説明責任を強化するとともに説明責任を果たすための態勢整備を強く求めるとの観点から、貸金業関係の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）を改正し、17年5月1日から施行しました。

⑥ 個人情報保護法の施行に伴い事務ガイドライン等を改正

ア. 17年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、貸金業者が個人情報保護法、保護法ガイドライン及び実務指針等の規定に基づく適切な取扱いを確保していないことは、貸金業規制法第13条第2項に該当し、行政処分の対象となるおそれが大きいことを明確化しました。

イ. また、貸金業規制法第42条に基づき報告徴収している業務報告書の記載内容に、個人情報の取扱い状況等にかかる事項を追加し、個人情報保護法等で求められている適切な安全管理措置が講じられていること等について報告させることとしました。

⑦ 業界や関係機関との情報交換

16年12月、違法年金担保融資対策法（貸金業規制法の一部改正法）が施行されたことに伴い、全国貸金業協会連合会に対し、各貸金業協会から傘下会員等に対する周知・指導及び資金需要者に対する広報活動の充実について自主的な取組みを検討するよう文書で要請しました。

また、同対策法により、年金等の公的給付の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明をしてはならないこととされたことに伴い、同対策法の内容について、広告掲載団体に対して、傘下の広告業者に対する周知徹底を文書で要請しました。

併せて同月、全国貸金業協会連合会に対し、各貸金業協会から、傘下会員等に

貸金業規制法第 19 条（帳簿の記載・保存義務）の遵守の徹底等に向けた指導を行うよう要請しました。

⑧ その他

金融庁のホームページにおいて、全国の財務局・都道府県に登録されている貸金業者の登録内容を検索できるサービスを 15 年 6 月から提供しています^{※1}。

当サイトには、月平均で約 4 万件のアクセスがあります。

また、ヤミ金融業者の手口等について、リーフレットや金融庁のホームページ^{※2}で公表し、注意喚起を行っています。

（2）評価

① 悪質・違法な貸金業者の排除について

当局としては、登録審査等の一層の強化と違反者への厳正な処分、関係機関・団体との連携、適切な情報提供などの措置を講じてきました。貸金業者の登録内容を検索できるサービスについては、月平均で約 4 万件のアクセスがあるなど活発な利用状況がうかがわれ、登録貸金業者か否かの確認等が行われることにより、ヤミ金融業者との取引抑制・防止に役立っているものと推定されます。

近年の業者の新規登録件数は減少しています。それとともに、苦情・相談件数も減少がみられ、資金需要者の保護、悪質な業者の排除について成果が上がりつつある状況がうかがわれます。

② 事務ガイドラインの改正等について

違法年金担保融資対策法や個人情報保護法の施行等に対応し、また、貸金業規制法の遵守の徹底のため、説明責任の強化にかかる事務ガイドラインの改正等を行い、説明責任を果たすための態勢整備を強く求めました。これらの取組みは利用者保護ルールの整備・徹底や業者のガバナンスの向上に資するものと考えています。

6. 今後の課題

苦情・相談件数について、減少傾向がみられるものの、依然として多数にのぼり、また、ヤミ金融業者の手口の巧妙化・悪質化の傾向がみられることから、これらに対応するため、登録審査の適正な実施、ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分等、引き続き的確な監督を行っていく必要があります。

※1 <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

※2 <http://www.fsa.go.jp/notice/noticej/karisugia.html>

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・新規登録件数の状況
- ・苦情・相談受付件数の状況
- ・ヤミ金融等被害防止対策会議等の開催状況

10. 担当部局

監督局総務課金融会社室